

『障害のある人々の権利擁護～親として、夫として、弁護士として学んだこと～』2010.7.1.

日本弁護士連合会会長 荒 中 先生

○ゆき 皆様、こんばんは。御着席くださいませ。

日本の弁護士さんは、42 万人以上おられる。きょうは、そのトップのチューさん、正しくは、ただしさんをお呼びいたしました。光栄なことで、ありがとうございます。

うろ覚えですけど、日本の弁護士さんの半分は東京界隈で、3分の1が大阪界隈。残りの、ほんおちよっぱりの仙台で、そんなに大きくない弁護士事務所ですよ。その方が会長になったというのはすごいことです。前の時間にゼミをしりまして、そのときの皆さんからの質問への答えにみんな、感動しました。私は大学で、法学は1単位しか取っていないんです。伊藤正己という偉い人でしたが、チューさんは、たった1時間半で、その半年間の以上にいろいろなことを勉強させていただきました。

実は、この部屋の隅に奥様がいらっしゃいます。とても綺麗な方なのですが、マスクをしてらっしゃるので見えないのですが…。これからのお話の中にも、ひろみさんのお話が出てくるかもしれません。

では、よろしくお願いいたします。

○荒 皆さん、こんばんは。ユキさんの依頼ということで受けてしまって、あとですごく後悔したのですが…。皆さん、いろいろな職種の方々と、この前のゼミの時間にお話をされていて、質問が鋭いこと鋭いこと…。社会経験に基づいた、いろいろな御質問をいただきました。きょうお集りの方々は、まさにいろいろなところからお集りいただいていると聞いています。

○ゆき デンマークからも、オーストラリアからも、きいてくださっています…。

○荒 あまりプレッシャーをかけないでいただいて…。

弁護士の数をいっぱい言っていたいたのですが、一桁違っていたので訂正しておく、4万 2,000人。もう少し、希少価値なのです。

東京には半分くらいの同僚弁護士がいて、2万人を超えています。そういう中で、平成の時代は、東京・大阪以外から会長になった人はだれもいなかったのです。この 34 年間、ずっと東京と大阪で会長をやってきたという中で、「34 年ぶり」というふうに朝日新聞に書いていただいたのでしょうか。東京・関西以外からは初めて、北海道や九州や中国地方・四国・中部地方からは出たことがなかったのです。私が仙台から初めて出させていただいて、今年と来年、会長を務めることになりました。

きょうは本当にやりにくいのですが、うしろのほうに特別聴講生として、妻が監視役をしていますので、家に帰ってから喧嘩になるのではないかと考えているところです。

1990 年ですが、生まれて1歳のときに娘が大けがをして、後遺症が残った。左片麻痺と知的障害との重複障害です。そして、妻と私は障害のある子の父母になりました。娘が 30 歳を超えました。障害のある子の父親とですが、かかわる時間は母親のほうがはるかに多くて、困難にも直面してきたわけですので、「その夫として」と書いたわけです。どういうわけか障害のある人や高齢者の支援をやってきた弁護士として、いろいろかわりを持って学んできたということがありますので、きょうは皆さんにそ

のことをちょっと、お話しできればと思って参りました。

私の名前は、読めないですよ。「荒」(あら)は読めても、「中」は読めないですよ。なかなか読めないと言ったら怒られるのですけれど、「心のない中です」と言うと、自分に心がないみたいで悔しいです。だから、弁護士として国会活動をやるとか、官僚の人たちと打ち合わせをするときは、「下心のない中です」と言うのですが…。こちらのお2人はすごくうなずいてくれたので、座布団1枚というか…。一度名前を見ていただいたらすぐ覚えていただけるということで、「中庸を得るのが正しいんだ」と開き直っています。

「荒」というのは、福島県の相馬市に特有の名字で、出身地を背負っているような名字です。1クラスに3人～5人、荒姓の人間がいるということで、地元では珍しくも何ともないのですけれど、4万2千人の弁護士でずっとただ1人、荒姓は私だけだったということです。数年前に息子が弁護士になって、ようやく2人になったということで、希少価値の名字でございます。

今、話しましたとおり、東日本大震災の被災地になりました福島県の相馬市というところで生まれて育ち、18歳まで相馬で暮らしました。そのあと、仙台にある東北大学という大学に進学をして法学部に入ったわけですが、弁護士になろうと思って法学部に入ったわけではありません。当時、弁護士になろうと思って法学部に入った人は、ほとんどいなかったです。何か知らないけれど、法学部に入ったらいつの間にか法曹を志していたという人が私の周りには多かったので、今みたいに、高校生から「何になるの？」なんて、あまり聞かれなかった時代だったのかなと思います。

大学4年になって、皆さんが就職活動をしているとき、企業訪問などもしないわけではなかったのですけれど、「私は何になるんだろう？」と思ったときに、ちょっと1年留年しながら考えようと思いました。留年1年目くらいのときに、「法学部に入ったんだから、やっぱり法律家っていう道もあるんじゃないのかな」と思って、勉強をし出したところでした。企業に勤めながら司法試験を受けるのもありかなと思ったのですが、それをやっていると時間がかかると言われたので、留年しながら勉強して、2年留年して卒業した年に、幸いにも受かることができたということで、法律家ということになりました。

最初から裁判官・検察官を志望しなかったわけではないのですけれど、地に足をつけた活動をした。3年ごとに転勤するということについては、自分は嫌だなと。やはり、その町その町で根っこを張って暮らしたいと思って、弁護士になりました。

「ユキさんとは——『愛の基金』という、村木さんとお仲間がつくった基金の運営委員会の委員として、御一緒させていただいてきたということもございます。そんな中で、先日は「えにしの会」に出させていただいて、きょうこの場に來させていただいたということで、光榮に思っています。

弁護士会にはいろいろな委員会があって、私は仙台弁護士会に入ったあとでいろいろな委員会をやってきたのですけれど、皆さんにお話しできるのは、消費者委員会というもの。今から30年少し前くらいにできました。だから、できたばかりです。

信じられないことですが、今から30数年前、日本には消費者問題をやるようなセクションがなかったと…。農林水産省にも、当時の郵政省にも、消費者部門というのは全くなかったという時代に消費者問題をやり始めて、1989年に日本弁護士連合会は、「消費者主権の確立」ということを世の中に先駆けて言いました。

消費者主権というのは、消費者を中心に法制度を考えていくこと。そして、消費者を中心に法制度を考えるのであれば、消費者にかかわる法律については、消費者が入らないではつくらないこと。必ず

消費者が入って、法律をつくることに主体的に関わる。そういう「消費者主権の確立」ということで、1990年代の平成3～4年ころから、私は日本弁護士連合会の消費者問題の委員となり、細川政権ができた平成5～6年ごろには副委員長として、「消費者主権の確立」に向けた活動をさせていただきました。

そんな中で、製造物責任法というものが、細川政権のもとで平成6年に制定されます。日弁連がつくるといって動いていたのですが、政権が変わったことで、私もつくることにいろいろ貢献をさせていただきました。こういう消費者側に立った法律である製造物責任法というものが、ようやくできるようになった。そして、消費者主権からつくられた合言葉、「高品質・安全・安価」。これが判断基準ですよと…。

当時、多重債務問題が大きな社会問題になっていて、クレジット被害というものも大きな社会問題になっていました。言われることは、「自業自得」。多重債務者になるのは、自業自得なんだ。クレジットを使いすぎるのも、自業自得なんだと…。それで、「待ってください。その制度に欠陥はないですか？消費者金融の金利は高すぎませんか？クレジット会社は、悪質な事業者にクレジットを使わせていませんか？」というような問題提起を、「高品質・安全・安価」という判断基準で我々は活動して、「多重債務者になった方々は被害者と位置づけることもできるんだ」というような形で、活動を展開していったということです。

抽象的な話ばかりしているとあれなので、ちょっとここで1点だけ裁判の話をしします。当時、訪問販売というのが大はやりで、仏壇の果てまで訪問販売をしていたのです。訪問販売には法律があって、クーリングオフ——「指定商品は、8日間だけクーリングオフができる」と書いてあったのです。それで私の依頼者は、300万円の仏壇を訪問販売の業者から買ったのです。その訪問販売を制限する法律の中には、「列挙されているものしか、クーリングオフができない」とあり、そこには「仏壇」とは書いていなかったのです。書いてあったのは「日常家具」だったのです。

そこで私は、「仏壇は日常家具か？」という裁判をやりました。どう思いますか？「日常家具屋さんには、仏壇は売っていますか？」と言われたのですが、本気で、「仏壇は日常家具である」という論陣を裁判所で張りました。根拠は、「お寺さんが来て魂を入れるまでは、日常家具なんだ」と論陣を張って戦いました。裁判官もその気になってくれて、当時日本一のクレジット会社に、「仏壇は日常家具じゃないのか？」と言ってくれたので、「勝ったかな？」と…。「マスコミに取り上げられて、一躍有名になるな」と思っていたのですが、裁判官は勝たせてくれたのですが、「権利の乱用」というわけのわからない勝たせ方で、「仏壇は日常家具である」ということを残念ながら判断しないままに終わったのです。黎明期というのは、そういうことが山ほどありました。

それは、高齢者・障害者の問題も同じです。黎明期には、そうやって我々が法律の穴をどんどん埋めていくという作業をやっていました。

恐ろしくなったのか、このクレジット会社は控訴をしないで確定して、私は勝ったのにすごく残念だったのです。「仏壇は日常家具か？」という論点は、そのまま置き去りにされて、そのあとの訪問販売の法改正で日常家具の隣に仏壇がちゃんと入れられてしまったので、私の出番はなくなってしまったのです。若い時分にそんな活動をしながら、消費者問題にいろいろ取り組んできた経過があります。

でも、でも、でもです。消費者問題をやっていると見えてくるのです。悪質消費者被害に遭うのは高齢者であり、障害のある人なのです。いろいろなものを売りつけられて、断れない。絨毯・健康食品・

床下換気扇…そういうものを売られて、ついつい1回目に買ってしまって、業者の名簿に載って、その名簿が売り買いされて、どんどんいろいろなものを買わされてしまう。そういうのは、高齢者であり、障害のある人であるということで、そういう案件をかなり手掛けることになりました。もちろん、娘が障害を持つに至ったということも背景事情にはありますけれど、高齢者や障害者の問題のほうにシフトしていくことは、もともと消費者問題をやっていたことが大きかったのだろうということが一つあります。

合わせて私は、交通事故の問題をかなりやっていたのです。重篤な後遺障害——寝たきり状態になったり、歩けないような状態になったりする人たちの交通事故の案件を扱うようになってわかったのですが、お金をもらっただけでは交通事故の被害者は救われない。家庭の中に突如、障害のある人が出てきて、家庭の中はめちゃくちゃになっていく。いくら賠償金を5千万円もらおうが、8千万円もらおうが、家庭の中がめちゃくちゃになって、支える人がいなくなって、その交通事故の被害者はお金を使えない。そんな状態で、全然救われていない。「これって、一体何なんだろう？」と思った時期がありました。

「これって、お金だけでは救われていないよね」ということを、まだ若い弁護士ながらに思っていて、これは少し違うなという…。やはり人を救うということは、賠償金を取るだけでは足りないということ。消費者問題でも、単に業者を訴えて、勝ち負けで勝つというだけでは終わらない。そのあと、いろいろアフターケアをしていかなければいけないということを学んでいたのですけれども、交通事故の被害者を見ていて、悲惨だなあと…。家庭が崩壊して、本当にこの人はどうなっていくんだろうということもありました。それに、娘が障害を抱えた身になっているということや、いろいろなことが重なって、私は消費者問題もやりながら、どちらかというと高齢者や障害のある人への権利擁護にシフトしていくことになりました。

1998年、今から22年前に、初めて日弁連に「高齢者・障害者の権利に関する委員会」というのができました。たったの22年前ですよ。それまでも、やっていなかったわけではないのですが、高齢者・障害者の権利擁護を扱う部門の専門の委員会が、日弁連にすらなかった。消費者問題は、それよりも10年くらい早いのですけれど、1990年以前には、日弁連にすら高齢者・障害者委員会というものができていなかった。私が弁護士になった1980年代にはなかった。本当に恐ろしい話ですが、ようやく1998年に、権利擁護の本山でもある日弁連に高齢者・障害者委員会ができて、原始メンバーというか、私は希望して初めからそこに入って、活動を展開することになりました。

そこで私がやったのは、「高齢者・障害者主権の確立」ということです。私自身が日弁連を介して、初めて世の中に提唱しました。「物事を保護の客体として考えるのではなくて、権利の主体として考えていきましょう」ということを、消費者問題から学びました。それを高齢者・障害者問題のほうに移し替えていくという作業を、私は日弁連を舞台にやらせていただきました。

高齢者や障害のある人のことを中心に据えて、物事を考えていくということで、いろいろな権利擁護を考えていく。「高齢者や障害者の方々を支援するための法制度をつくるときには、絶対に彼らを入れなければいけない。家族も入れなければいけない」ということを提唱していくという作業を、私は日弁連を舞台に、日弁連の仲間とともにやらせていただきました。やっていく上で、扇の要になる事務局長をやらせていただいて、全国47都道府県に52ある弁護士会——東京に三つ、北海道に四つあるものですから、52になるのですけれど——その一つ一つに、高齢者や障害者のための特別の相談窓口をつくるなど、事務局長としていろいろ活動させていただきました。

合わせて、当時の仙台は、雲仙の田島良昭さんが来ておられ、浅野知事が知事をやっておられる

という恵まれた環境の中でした。その仙台を舞台にして、私がやってきたことを現実化するというか——今の話と同時進行なのですから——弁護士会の外側に「宮城福祉オンブズネット(エール)」というものを NPO 法人化していくのです。これを立ち上げる過程では、家内にも手伝ってもらって、1年がかりで社会福祉士・介護福祉士・ドクター・看護師・精神保健福祉士など、高齢者や障害のある人のために必要な専門職の人たちを集め、準備をしました。その団体の中で異業種連携を図っていくことが目的です。高齢者・障害者の権利擁護センターをつくっていくという目論見のもとで、2003 年に「宮城福祉オンブズネット(エール)」というものを立ち上げさせていただきました。

そこでは、居ながらにしての異業種連携ができる。先ほど言ったように、高齢者の課題分析をしていて、必要な人に専門的な支援をしていくといったときに、弁護士だけでも足りない。社会福祉士だけでも足りない。消費生活相談員だけでも足りない。それらの人たちが、コーディネーターのもとに必要な支援をその人に提供していくという、私の理想とするところをここで実現しようと思って、この作業をやりました。

異業種連携ということをここでやっていく。あるいは、コーディネーターという者を育てていくという作業をここでやっていく。また、「えにしの会」でも言いましたけれど、もちろん内部告発を受けつけるという形を含めて、宮城県内の高齢者・障害者本人・家族、これを支援する様々な方々を支援しますということで、県知事や市長や田島さんなどにスタートサポーターになってもらってやり出しました。

そういう中で、我々はボランティア的に活動を展開していくわけですが、そこで——先日も少しお話をして、聞いた方もおられると思うのですが——「高齢者虐待の極み」みたいなものと遭遇するということがありました。きょうの資料の中に新聞記事があると思うのですが、「うらしま」という施設です。当時は「宅老所」と呼んでいて、今は「小規模多機能」と衣替えしたようですが、10 人未満の所については法制度の効力が及ばないということを利用して、2カ所の施設を運営していた NPO 法人がありました。

その NPO 法人の中では、寝るときに両手両足を縛って、朝までそのままにして、おしっこや何かを垂れ流しの状態にする。夜に徘徊するような認知症の高齢者については、「おり」と呼ばれる狭い部屋に入れて、モップの柄でガンガン突いて黙らせるということで、あざだらけにしてしまう。食べ物、賞味期限切れのものをもらってきて食べさせて、「あんた方、こんなものを食べて、よくお腹を壊さないね」というような言葉を浴びせる。お盆が近づくと、体調を崩した高齢者めがけて、「今なら間に合うぞ」と言いかける。「お盆に間に合うぞ」というようなことを言うのです。

本当に、虐待の限りを尽くす言葉や行動、それに預かった年金を流用、使い放題に使ってしまう、年金の使い込みをやっている施設について、つてを頼ってエールに持ち込まれました。持ち込んできた人たちは、現職の職員でした。やめた職員も何人かいて、合計で数名の人たちの内部告発ということで、この問題を我々の所でいろいろ調査することになりました。

本当にすごいなと思ったのは、調査が始まってからでした。まず県庁さんに、「調査に行ってみてくださいませんか」とお願いしました。そうしたら、「黒塗りの車で何時に行くから、資料を用意しておけ」とやるのです。そうしたら調査でも何でもありませんよね。いろいろなことが全部、予定調和的にやられてしまって、その上で県庁の担当者が私たちに言ったのは、「何も悪いことは起きていませんでしたよ」ということでした。そういう報告を受けました。

今度は、市役所に相談に行ったら、市役所は対応を渋りました。なぜでしょう？ 簡単です。ほかの

ところでは支援してもらえない高齢者を、そこで支援してもらっているということで、担当者との間で貸し借りができていいるから、市役所は調査になんて入りたくないわけです。

そして、驚いたのは警察です。私たちが警察に相談に行ったら、「内部告発者は被疑者になるけれど、いいですか？ 共犯者ですよ」と。「両手両足を縛るって、監禁罪の共犯者として扱うけれど、いいか？」と警察官に言われたということです。

今度は、家族に協力を求めます。家族が協力してくれたからこそできたのですけれど、協力してくれない人は何と言うかという、「うちのおばあちゃん、どこで預かってくれるんですか？ ここがつぶされたら、預かってもらうところはないじゃないですか。私たちはここに預かってもらうまでの間に、地獄のような苦しみを味わったんですよ。また地獄のような苦しみを味わわなきゃいけないんですか。そんなことやめてくださいよ」と…。

ちょっと言いましたけれど、閉鎖社会というのは、そういう一つ一つの事情が重なって起きていくということを、私たちは骨身にしみて知らされていく。「なるほどなあ。壁をつくるのではなくて、1人1人の事情というか、1人1人の置かれた立場が重なり合うことで、閉鎖社会というのは生まれて行くんだなあ」ということを、私たちは学びました。

学んだから何もしないというわけではなくて、さすがに我々としても県の出先の人をお願いをして、出先の人の不意打ちで行くということをやってくれたら、「両手両足を縛られている」とか、こちらの主張の一部が本当だということをわかっていただけました。

というような形で、「これは大変だな」ということで我々がやったこと——内偵調査をいろいろ続けていく中で、判断能力の残っている人が2人いるということが明らかになりました。1人は、昔に看護師さんをやっていた人らしいのですけれど、外に連れ出して、私たちが聞いていたことについての確認をさせていただいたり、家族の協力を求めたりということをしました。もう1人は家族のいない人でしたけれど、その人にも聞いたところ、内部告発者が言ってきたことは間違いないと確信しました。

そして異業種連携の強みを発揮し、県庁の方にも協力していただいて、現地に突然入って行って救い出すという作業をやるということで、バスを用意し、バスの中でケアする人を用意し、その人たちが緊急的に入る場所も用意し…ということで、いろいろな手当てをしたうえで、二つの施設の14人中13人を救い出しました。何で1人残ったかという、経営者の家族だということが判明したので、残さざるを得なかったのです。そういう例外的なことを除くと、結果として全員救い出して、一旦施設に入ってもらって、「どこでも希望するところに行ってもいいよ」ということを家族にも伝えて、皆さんの希望する施設に入っていただくようにしました。

そこで私は、入所者の体を初めて見ることができました。検査をすれば一目瞭然というような縄の痕で、両手の腕の肉が落ちていました。すねの所は、皮膚が擦れきっていて、縄で擦れた痕がすさまじいです。ということで、両手両足が縛られている。体にモップで突かれた痕がついている。「こんな、調査すればすぐにわかるようなことが、露見しないですずっとあったんだ。信じられないことだけれど、こんなことが、この宮城の地で起きていたんだなあ」と思いました。

それで、救い出して物事が終わるわけではないということを言いましたけれど、最終的に施設まで全部提供して、ケアを続けて行かなければいけないということと、もう一つありました。それは、内部告発者の人たちが、守られていかなければいけないこと。5人以上ですけれど、ずっと表には出ないようにしました。この人たちが、表に出て不利益を受けないようにということで、きょう来ている妻に石巻に行

っていただいて、夜な夜な会っていただいて、精神的に平常心を保っていくような作業を、我々エールのメンバーでしていきました。

家族は、「うちの妻が内部告発者だ」ということがわかるわけです。「何で、こんな余計なことをしたんだ」と、家庭で夫からさんざん言われる。「こんなことがマスコミに知れたら、どうするんだ。(マスコミの方、すいません)夜討ち朝駆けでやられるじゃないか」ということで夫に叱られる。

看護師は、確信ではないのですが、うすうす気づいた仲間から、「あんた方がこんなことをやったら、うちがつぶれてしまって、勤める所がなくなるじゃないか」ということを言われる。家族からも嫌みを言われる。家族だって、石巻に戻って来られるかどうかわからない。一旦、緊急避難的に入った施設から戻ってこられるわけではないのですから、利用者の家族からも相当な圧力を受ける。ましてや経営者は、夫婦でやっていたのですが、「だれだ、だれだ」というような犯人探しを始める。そういうプレッシャーから守っていくという作業をずっとしなければいけない。

そして、守るだけでは足りない。褒めていかなければいけない。やったことは正しかったんだと褒めていく。「あなた方のやったことは、誇り高きことなんだ」ということで、当時は田島良昭さんという方が福祉事業団の理事長だったので、来ていただいて、会っていただいて、褒めていただきました。行政の側に褒めていただくという作業をした覚えもあります。

○ゆき 注釈しますと。田島さんという方は、日本で唯一、施設を解体して、さらにグループホームもなくして、そこで暮らしていた人みんなが、結婚したり、子供ができたという地域をつくり上げた、長崎の雲仙の田島良昭さんです。この公開講義にも来ていただきました。その相棒が浅野知事で、浅野知事の権限と、田島義明さんのスキルと、いろいろなものが加わって成功のほうに進む…。

それから、あそこに隠れていらっしゃる奥様ですが、内部告発の人たちはみんな女性なのです。その女性を一先ほどからお会いして、本当に優しい方なのですが—精神的に支えるということをなさいました。その夫のチューさん、どうぞ。

○荒 すいません、しゃべりすぎて。一息入れなければいけないのですが。ありがとうございます。

その作業は本当に息の長い作業で、十何年間、今日まで続けました。そして、利用者の方々が感謝しているわけなのですが、ある利用者の家族葬にも出ていただきました。という形で告発者の方に、自分たちのやったことの成果を見届けていただくという作業もやらせていただきました。

本当に例外的なケースなのかもしれないけれど、「エール」のメンバーの力で守り切ったのかなと思います。いまだに、この経営者は通報したのは誰かということは、わかっていないようです。ちなみに、私たちはこの経営者を、逮捕監禁罪で告発したのですが、残念ながら業務上横領というお金の問題だけで片づけられて、執行猶予付きの判決でした。でも、石巻にはいられなくなって、他の地域で暮らしているようです。供述能力が十分でない人たちを相手にするというだけで、刑事事件の立件が非常に難しいということ。これは「やまゆり園」にもつながっていくのでしょうか、この人は一番わかりやすい業務上横領、お金の横領だけで片づけられてしまったというところがあります。

少し長くなりましたけれど、ここで学んだことはいろいろあるわけで、内部告発のことも学びました。内部告発をする前提として、何がよくて何が悪くてということがないと、内部告発はやりにくい。やっぱり、福祉の世界にもルールがきちんとないと、内部告発はできないということで、きょうレジュメに書いた「コ

ンプライアンス」という言葉。これが、「エール」の活動の重点課題の一つになっていくのです。

閉鎖社会の中では、ルールが無視されることが多い。介護の世界では、やっぱり法律上、あるいは政令・命令、いろいろなところで「こうやってください」というルールがあるはず。それをきちんと、みんながわかる形の言葉に直して、「こうやる」ということを書面にしていく。その書面にしたことと違うことをやっていたら、「おかしいんじゃないの？」ということが言いやすくなる。何も外部に言わなくたって、内部で「おかしいことはやめよう」ということを言いやすくしていくということが「コンプライアンス」なのです。内部の統制として、アメリカで使われてきたわけです。

これを権利擁護に使ってしまおうと私が考え出して、コンプライアンスという話を「エール」の活動目的の一つにしていったという経過があります。それで、慣れないのですけれど本まで書いてしまったということで、『高齢者・障害者の権利擁護とコンプライアンス』というものを、きょうは表紙だけ持ってきました。

そういう活動を、宮城の地で。そのルールはお上にいただくのではなくて、「自分たちがどういうケアをしたいかということを考えながら、ルールをつくっていくという作業をやりましょう」ということを、宮城の地で各施設に呼びかけていく。その自分たちがつくったルールに、自分たちが縛られていくということが大事なのではないだろうか。「人様のつくったルールで活動していくほど、おもしろくないものはないし、それは他人任せになってしまうのではないですか」という活動をやってきました。

そういう活動をやりながら、いろいろ学んでいくのですけれど、「コンプライアンス」って何なのか、みんなわからないのです。例えばですけれど、「施設に電話がかかってきたときにどうしますか？」と聞くわけです。「そちらの利用者に、荒中（あら ただし）さんいますよね？」と言われたときに、「あっ、荒さんですか。いますよ」とは言いませんよね。「失礼ですが、どちら様ですか？」と聞いて、そして、「どのような御用件ですか？」と…。うちに荒中がいるかないかは言わないで、いろいろ進めていく。これが個人情報保護につながるし、プライバシーの保護になっていく。

電話の応接、玄関先での応接、あとは介護記録を机の上にどう置くかというようなことまで含めて、自分たちで個人情報の保護を念頭に置いたルールを考えていこうという活動を、宮城でやってきました。そういう活動の中で、介護ということが半歩前進していく、自分たちが主体的に介護に従事していく、というふうに意識改革ができないかということで、やらせていただいたところがございます。

ずっと話ばかりしていて大変かもしれませんが、8番のところ。皆さんの中には専門職の方もおられると思いますが、私たち障害のある子の親というのは、親亡きあとのことを考えてしまいます。これを考えると、頭が痛いという親がたくさんいます。「親亡きあとの療養看護で、親がやっていたのと同じようなことをしてくれるだろうか？」「親がやっていたような財産管理をしてくれるだろうか？」ということで、我々親は悩むし、高齢化していくにつれそのことが重くのしかかってくるということは、障害のある人を持たなくたって、皆さんにもわかっていただけたらと思うのです。

先ほど話に出た、長崎で施設解体とかいろいろやっておられる田島さんという方が、私に突きつけてきたのです。「親ってだれですか？」と。私はその言葉を聞いたときに、「えっ、親ってだれですかって聞くんですか？」とビックリしました。「親って、離婚していなかったら両親ですよ」と言ったのですが、「えっ、両親ですか？」と言うのです。「えっ、両親じゃないんですか？」と言ったら、「荒さん、違うんだねえ。子の親っていうのは母親なんだよ。父親じゃないんだよ。障害のある子はね、母親が亡くなったあと長生きしていないんだよ」と田島さんに言われて、「あれ？ 考えてなかったなあ」と思いました。

そこが、私の取り上げた8番の出発点なのです。親とはだれかなんて、この問題を考えるときに考えもしなかったのですけれども、「親って母親なんだよ」と言われて、心当たりがありますよね。長生きをして、最後の最後まで障害のある息子や娘のことを心配して死んでいくのは母親で、父親のほうはあんまり手出しができないという人も結構多いわけです。母親が、ずっと障害のある子の大切な人であり続けるということを、田島さんは言いたかったのだらうと思っているのです。そこで見えてきたことがあるのですけれど、その前に弁護士として言うておかなければいけないことがあります。

厚生労働省は、障害のある子を抱える親の離婚率の統計は取りません。なぜでしょう？ 私の実感では、かなりの家庭が崩壊します。片親、母親だけの家庭が結構多いです。父親は何をしているのかというと、私の経験したケースはサラリーマンでしたけれど、転勤願を出します。そして妻に対しては、「いやー、転勤になっちゃった。ごめん」と言って、仙台から東京や鹿児島に行きます。そうやって合法的に逃れてしまいます。そのうちに疎遠になって、離婚になっていくというケースがありました。

それ以外には、家庭の中で張り詰めた状態が続いていく。高齢者・障害者問題というのは、同時多発的に様々な問題が沸き上がってきます。その問題に夫婦2人で対処することができればいいですけど、できない人たちもたくさんいます。そして、妻だけがそれをやらされるということも多くて、結局はそこにいさかいが起きてしまいます。「何で私にばかりやらせるの」という形で、溝ができてしまう。そして離婚に至ってしまうというケースを、宮城の地でいやというほど私は見てきました。

そういうことを見るにつけ、この問題というのは、すごく身に染みる言葉でした。「親って母親ですよ」と言われたのが、えらくキツイ言葉として私に重くのしかかりました。なぜか？ 親は大切ですけど、その大切さは年代とともに変わっていくではないですか。確かに小さいうち、学生ぐらいまでは大事です。金づるですし、金・風呂・何とかと言って…。だけど、どんどんどんどん親以外の大切な人が出てくるではないですか。友だち・恋人・結婚相手・子供…。片方では、どんどんどんどん大切な人がふえていったり、親の大切さの質が変わっていくのが普通なのに、何で障害のある人だけは大切な人が1人だけなのですか？ 大切な人が1人だけであり続けるのですかというところに、私はぶち当たったわけです、

「人生ってなんだ？」と問いかけたときに——この間も言いましたけれども——大切な人がふえていく過程が人生なんだと。大切な人がどんどんふえていく。大切なものがどんどんふえていく。大切なことがどんどんふえていく。「私は柔道が大好きなの」「私は剣道が大好きなの」「私は合唱が大好きなの」…大切なものがふえていく、大切な人がふえていく。そういうものが人生なのに、何で障害者だけが親亡きあとのことを、あたかも当たり前かのごとく言わなければいけないのかということが、私の大きなテーマになりました。

冗談じゃない。これは、奥さん虐待じゃないか。ずっと大切であり続けることが当たり前だと…。我々は、親亡きあとの療養看護ということを平気で口にしていたけれど、この言葉自体が虐待以外の何物でもない。妻であり、母である人に、これを押しつけてしまう。そして、それを当たり前だと思ってしまう。「あなたは一生、大切な人であり続けなさい」と言わんばかりに、この問題を考えていく。「冗談じゃない。それは子供にとっても、著しく人生を疎外されているじゃないか。生きるということは、違うだろう」ということを考えるようになりました。人生とは何かということも考えたし、大切なことって何なんだろうと…。人生を生きるということ。大切な人、大切なもの、大切なこと…。

青春時代から中年期を迎えて、退職時を迎えて、そして老後を迎える。そんな中で、大切なもの、大切な人というのはぐるぐる変わっていくということが人生だとすると、障害者はそれができていない。

「なぜだろう？」と思いました。

私がそこでとり着いたのは——一つは、「住まいが考えられてない」ということ。それが9番で、8番と9番が対になります。「親離れ・子離れ」という言葉がありますけれど、障害のある子だって同じだと思います。家を出て外で暮らす。それが自立であり、「親離れ・子離れ」でもあると私は思っています。そのときに、子供のことを大事だと思っている親が、「ああ、この住まいに住んでもらってよかったな」と言ったときに、初めて親は大切な人の質が変わるんだと私は思いました。

そこで暮らしていくと、自分のテリトリー、自分の所で暮らしていたのとは全く違う暮らしができる。それは先ほど言ったように、大切な人が変わっていく、大切な人がふえていく、そして大切なものが見えてくる、大切なことに巡り合う。そういう拠点となるものが、住まいなのではないか。今の入所施設やグループホームには、その観点が全くない。だから我々夫婦は、そんなところに入れたくないというふうになっていきました。

実際、娘はグループホームに入っているのですが、私がかかわりを持っている社会福祉法人のトップだった人と作業部会をつくって、この理念が生かされる住まいこそが、最も私たちが今つくらなければいけないものだと考えています。

「うらしま」を見てきたことも、きっかけにはなっています。「終の住処があそこでもいいのか？」ということにもなっていますが、「利用者の人たちは、本当にこの入所施設、このグループホームにいたくっているのだろうか？」と私は思いました。全然違うと思う。そこが出会いの場にもなっていないし、そこを拠点として自分が人間らしい活動ができていくかといったらできていない。

先ほど「普通の暮らし」と言ったかもしれませんが、一人前の大人だったら、やるべきことを24時間・365日で考えていく。3カ月ごと、半年ごと、1年ごとで考えていく。人は時には映画を見に行くし、人は時には喫茶店で人と話をするし、人は習い事もするし…ということを24時間・365日、1年単位・5年単位・10年単位で人生を考えていって、「一人前の大人って何なんだ？」ということを考えていく。そんな中で住まいのあり方を考えていったときに、本当にひどいなと…。やはり、母親が母親亡きあとの療養看護を心配しなければいけない状態が、まだまだ続いている。これは、本当にやりきれないという思いをしています。

「住まいとは、こういうものでありたい」ということの願いを持って、つくっていかなければいけない。私が異業種連携でやってきた幸せなのか、「こういう住まいでどうか？」というものを、ある建築関係の人が持ってきてくれました。少人数の四つの建物を建てて、真ん中に、その人たちが男女混合で交流できる場所を置いて、屋上には星がいつでも見られるような施設をつくって、回りの町内会の人たちがいつでも集えるような状況をつくるとか…。そういうことを一つ一つ吟味しながら、障害のある子たちの住まいを考えていくということが、親亡きあとの療養看護と財産管理をなくしていく…。

それが、この論点がなくなっていくということの一つのやり方なのだとすることに私は気づかされて、その活動を宮城の地でやってきました。残念ながら、いろいろ事情があって、今は途中でとまっています。仙台市役所に模型を持って行って説明したのですが、あまりにも斬新すぎて、ついていけないようです。仙台市役所は、皆さんすごく協力的です。だけど、この考え方について行けなかったみたいです。

「親亡きあとの療養看護・財産管理をなくしていくということが喫緊の課題だったら、住まいに手をつけましょう。どういう住まいであつたら、親が、母親が安心できるのかということを考えていきましょう」と

いうことを今まさにやっていて、日弁連の会長が終わったら、それを仙台に行ってやらなければいけないと…。そのような住まいに娘を入れて、やっと親としての仕事が終わるかなというところにいます。まだ、現在進行形です。

きょうは妻がいるから言いにくいのですが、これまで私が大切にしてきた言葉についてお話しさせていただきます。これは嫌ですね、私がいろいろしゃべっているときに、「それでいいの？」と言われた日には…。「えっ」って思う。だから、きょう妻には来てほしくなかったのですが、本当に妻も周りから学んだのだと思うのです。「それでいいんですか？」というのは、責める言葉ではないのです。いろいろな活動をやっているときに、「だめだ」と言わないのです。責めるのではなくて、「もったいないんじゃないですか？」という言葉と、これは対になっているのです。

この対の言葉を含めて人生の中で学んだ言葉を、最後に並べました。いろいろ障害者の活動をやっていたり、学校で PTA 会長をやったり、30 周年記念行事の委員長をやったり、いろいろする中で、いろいろな人たちと巡り合った中で、こういう言葉をいただいているわけです。「それでいいんですか？」って…。「仕事も大事だけど、子育てのこの一瞬というのは、ここにしかないんですよ」というような言われ方をする。グサツとくる。批判しないで、「もったいないじゃないですか？」と言う。もったいないという言葉、ぜひ使ってください。責めない言葉。こちらのほうが責められているのですが、だけど責められていない言葉。人間関係で、「それでいいのかな？ もったいないじゃないですか？」という言い方の中で、いろいろ意見交換をしていくということ。人の知恵なのですかね。

もう一つ。「知を伝えるに、情を持ってすべし」という言葉。児童文学者というか、児童作家の灰谷健次郎さんを御存じですか？ 娘を統合保育で保育園に入れたのですが、その 30 周年行事の実行委員長をやっているときに、灰谷健次郎さんに直談判して来ていただきました。いろいろなことに取り組んできた、仙台でも有名な保育園なのですが、その保育園を見ていただいた上で、1泊2日で講演会をやっていただくという行事をやったのです。彼が私たちにくれた言葉が、この言葉でした。

「人に知識とか知恵だけでなく、自分の思いを伝えたいときには、魂というスポンジケーキの上に載せて伝えてください」ということを言われたのです。いやあ、強烈でした。「それは、子供であっても同じです。人に自分の思いを伝えたいときには、必ず魂というスポンジケーキの上に言の葉を載せて話してくださいというのが、先人から教わった知恵ですよ」ということを言われました。私がこの言葉から学んだことは、言葉は生き物なのということです。原稿を見ないで、自分の言葉で話をするということを心掛けるようになりました。

それで、「人権とは何か？」ということを知ったときに、私は、「一人前の扱いを受けることだと思います」ということにたどり着くのに何年もかかりましたけれど、自分の言葉で説明をする。物を見てしゃべれないこともないのですが、言葉が生きていて自分の思いを伝えなかったら、物を見ながらしゃべっていたら言葉は死んでしまう。自分が実際に体験したことを言っていかなかったら説得力はないという中で、自分が実際に体験し、自分が考えたことを人に伝えるときには、自分の言葉で伝えていこうと考えました。それが3番につながっていくのです。

障害のある子の親をやったり、本当にいろいろなことがありました。私の実家は、東日本大震災の被災地ど真ん中の相馬にあって、仙台では事務所も自宅も被害に遭いました。実家も被害に遭いました。人生で、被災はこれで終わりだろうと思ったら、東京に来たらパンデミックと言われて、人生で2度パンデミックのようなことに遭遇しています。けれども私は、何一つむだがあったとは思っていません。

一つ一つのことに逃げないで取り組んでいくことが、自分の血となり肉となり財産となっていく。こうやってユキちゃんとも出会えるということだし——大熊さんと言うと怒られるのですが、言いにくいんですよ——多くの言葉をいただける人たちと出会ったということは、大きいのかなと思いました。

若い弁護士たちには、この「知を伝えるに、情を持ってすべし」。そして、「人生にはむだがない」ということを教えています。

東日本大震災では、「他人事と我が事」ということを思いきり思い知らされました。なんぼ伝えようとしても伝わらない。東日本大震災で自分たちが体験したことを、皆さんに伝えようとしても伝わらない。だけど、私たちに起きたことを、自分に起きたことのように思ってくださる人もいました。それは、障害者問題でも同じでした。「ああ、いるんだなあ」と…。他人事ではなくて、我が事で物事を考えられる人が、もっともっとふえてくれたらいいなあと思っていました。だから、障害者の問題、消費者問題、いろいろやってきたけれど、いただいてきた言葉は本当に私の支えになって、一つのキーワードになっているのかなと思っています。

ここに書いていない、最後の言葉です。若い人たちに、「音痴にならないでください」という言葉を行っています。人が何を考えているのかということ、読み取る力をつけてくれませんか…。どんな活動をやっていく上でも、発する言葉だけではなくて、その人の着ている物、身振り手真似、そして表情…いろいろなものから読み取る力を学んでくださいと…。「あなたはここに来ているけれど、本当は別なことで悩んでいますよね」ということを言えるような力を身につけてくださいというようなこと。人は音痴になつたらいいけません。その人の心の中に思いをはせる。そして気づく。そういう力を身につけてください。

法律家であればこそ、なおさらなことです。法律家でなくても、きょうここにいらっしやっている、あちらこちらでリーダーをやっておられる方は、心当たりがあると思います。「人生、音痴になつたら前に進めません」ということを辞世の句として、最期に質問の時間を残せと言われたので、これでひとまず私の話を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○ゆき 「コンプライアンス」という言葉がこのまま残っているのはどうかと思うのです。普通の人にはわからないし…。でも、「法令順守」とか言ったら、なおわからない。

○荒 「簡単なことを難しい言葉で説明して、お金を取るのが弁護士だ」と言い続けてきたのですけれど、その極致が「コンプライアンス」だと思います。アメリカでは、企業統治、統制のために使うのです。企業がいろいろつくったルールを守らせて、そして活動を展開していく。軍隊みたいなものです。ですから、そうではない使い方をしましょうと…。

法令等の順守というのであれば、介護をするに当たって様々なルールがあるでしょう。さっきは、個人情報保護とか、プライバシーの権利だけ言いましたけれども、人には様々な権利があります。プライバシーの権利が一番わかりやすいので言いますと、私が仙台の地元の病院に行ってカルテをもらうときに、「荒中さーん、肛門科3番にお回りください」と言われたときに唖然としたのですけれど、そういうことを平気でやっているわけです。そういうことをやめましょうと…。でも、「やめましょう」では済まないのです。「なぜ、やめなければいけないのだろうか」と考えましょう。そのことに、「それはおかしいんじゃないですか?」と言えない人たちを支援するのです。

それは、こちらが考えなければいけないということです。「あなたは言われたいですか? 自分が肛

門科にかかっているということは、プライバシーじゃないですか？」というところから切り込んでいきます。認知症になったときに、プライバシーをむき出しにして生きるのが高齢者じゃないかと…。それを考えたときに、「プライバシーを守るって、何なのだろう？」というところを、電話の応接から、いろいろな呼び名から、考えていきませんかということ。「あけみちゃん」と呼んでいいんですか？ 今は「さん」づけで呼んでいるようですけれど、「～様」という人もいますけれど、それっていいんですかと…。そういうことを、一つ一つ考えてケアをやってみませんかと提唱しているわけなのです。

そうすると、「これは何に関係するかというと、プライバシーに関係するのですね」とか、「個人情報に関係するのですね」と言う人がそばにいて、では個人情報を満たすやり方としてはどうなんだろうと考える。また、一人前の大人だったら、「ちゃん」づけで呼ばれたいですか？ やはり、「ちゃん」じゃないですよね。「親愛の情を示すためだ」と言いわけする人もいますけれど、80代の人が「ちゃん」づけで呼ばれて、本当にうれしいのだろうか？絶対にダメとは言わないけれど、はなからそれでいいんだと思うこと自体がどうなんだろうと、そういうことを考えていきたいと思いますということです。

あと、「車いすの人には、真正面から膝をついて、同じ目線で」とやっているけれど、それでいいのだろうか。子供扱いだと思う人はいませんか？ 伴走者としては、隣に座るということではないですか？」とか…。一つ一つを考えて、「こうやったらどうかな」ということの中で、ルール化したほうがいいのかどうかということを、自分たちが考えていく。そして、それを守っていくだけではなくて、質を高めるようにルールを変えていく作業をしていくということを、宮城ではやっていきました。

「エール」が10周年を迎えたときに、福祉のコンプライアンスルールというものを社会福祉士の方がつくってくれて、どうやってこれを施設の世界に根づかせていくかという実践的なものを、今から7年くらい前につくったのです。そして、今私が言ったようなことを切り口にして、自分たちでルールをつくっていきました。これを学校でできないかな、病院でできないかなと…。閉鎖社会のどこにでも、それをつくっていけないかなというのが、私の思いだったのです。

○ゆき 私が質問してしまったので、どんどん質問時間がなくなってしまって…

○藤原 きょうは、本当に素晴らしいお話をありがとうございました。藤原瑠美と申します。ユキさんの授業には、ずうっと出ています。

私は、スウェーデンの認知症ケアの研究をしています。ところが、2012年に行けたのが最後なのです。行ったり帰ったりはしていたのですが、夫が1人で家にいられないなということがわかったので…。そんな中で、スウェーデンのことを思いながらお話を伺っていて、三つほど、とても素晴らしいなと思ったことがあります。

一つは、住まいなのです。スウェーデンは、1992年に「エーデル改革」という医療福祉改革をして、そのときにつくった「普通の住居」というのが自宅で、「特別な住居」というのがケアつきの自宅です。1980年代以降、スウェーデンでは施設というものがなくなり、確実に1992年になくなっているのです。障害を持っている方も高齢者も、これからは「住まい」というものが非常に大きなキーワードになると思う、というのが一つです。

二つ目が、ヘルパーさんは十分にケアしてくれるのですが、その他にケアをする家族の方たちに、ケア手当みたいなお金が出るのです。私の夫はレビー小体型認知症だったので、私が介護をしていまし

たが、去年の8月23日に亡くなったのです。その前の約3年間、こちらには通っていたのですが、今から思い出すとものすごく大変だったという気がして、そのときのことを本に書き始めています。思い出してみたら、スウェーデンでは介護する人に手当が出るので、それだけでも随分、介護をする家族というか主介護者の気持ちが違うかなと…。それが二つ目です。

三つ目。「オープン」という言葉をおっしゃっていたのですが、向こうの家は、外を歩いていて家の中が丸見えなのです。うちの夫がショーウィンドーの仕事をしていましたので、夫が1週間ほど来てくれたときに、2人でそういう写真を撮りまくったのですけれど、家の中が見える。塀をつくって隠さない。心もオープンにする。自分の家に介護者がいるということを、隠さないでオープンにする。そういうものが、社会を変えていくような感じがしまして…。

すいません、長くしゃべっちゃう人なので。以上です。

○ゆき 質問ではなくて意見を述べたのね。では、「放課後」で、いつもは幹事長をやってくださっている福祉の専門家、どうぞ…。

○市岡 私の仕事は、千葉県柏市の「地域生活支援拠点・沼南」の障害者の相談支援専門員です。また、柏市の権利擁護ネットワークで、責任者をやらせていただいております。きょうは、本当に興味深く聞かせていただきました。ありがとうございます。

私の中で言うと、この「親亡きあと」ということは、今は非常にブームですが、「親亡きあと」は、下手をすると親が子供の人生を決めてしまうような側面があって、個人的にはあんまり好きではないのです。やはり大人になれば、「いつまでも親じゃないよ」というスタンスで、社会が支える。我々の力が、まだまだ十分足りていないのだと思います。我々の社会として、障害のある大人を支える仕組みが十分できていない。まだまだ、もっと力をつけなくてはという思いがあって…。そのときに、「意思決定支援」ということでは、今は弁護士会でも水島先生とか、皆さんがお話されているのですけれど、先生は、娘さんの意思決定をどうしているのか。親と子供はちょっと違うと思うのですが、その意思決定の部分はどうしているのかと…。

あと、母子家庭ではなくて、最近は父子家庭もふえているのです。私は、特別支援学校の卒業生を毎年引き継いでいますけれど、正直言って3人に1組くらいは「ひとり親」です。離婚率が、それだけ多いのです。その中で、前はほとんど母子家庭だったのですけれど、最近は1クラスに1名くらいと、父子家庭が多いのです。やはり時代だと思いながら…。その辺は余計な話ですが、意思決定のことについて御意見があったらお願いします。

○ゆき どうも、質問より意見を述べる人が多くてすいません。今の「意思決定」のことで…。

○荒 今、うしろのほうに控えている人が意思決定をやっていると思っているので、あちらの人がお答えになりまして、そのあと補足していきますので…。これで、きょうは家庭内紛争が起きるのは明らかで…。

○荒(妻) 荒と申します。よろしくお願いします。

今のことにすぐにお答えせず申し訳ないのですが、実は「エール」を立ち上げていくときに、「ラストワード」という言葉に出会いまして、「エール」のホームページのアドレスに「last words」というものを入れております。「ラストワード」というのは、「遺言」ですとか「最後の言葉」という意味で使われているのですが、「エール」では、「最期の言葉は私に言わせて」ということで、「あなたが言っているんだよ」ということを大切にしていこうということで、20 数年前にそれをみんなで話し合っ、アドレスに入れたのです。

先ほど夫が言っていた、「それでいいの？」というのを、私は魔法の言葉だと思っておりまして…。夫、それから4人の子供がいるのですが、みんなに私が、「絶対こうしたいんだ」と言ったときに、「それでいいの？」って…。そうすると、私が何も言わなくても夫は、「えっ、ちょっと待て、ちょっと待て」と自問自答を始める。子供も自分で考え出すのです。絶対大丈夫だと思って言っていたのだけれど、「お母さんがこう言うって、何かあるのかな？」と。そして、もう一度考えて言ってきたときに、それが本当にそれでいいのであれば、「いいんだ」と腹をくる。

それで、先ほどのお答えにいきますと――。娘にはずっと、実はとても便利な親でいて、ある方から、「便利な親ではなくて、大切な親におなりなさい」と言われたのです。その「便利な人」と「大切な人」の違いがわからなくて、娘にはずっと、「いい学校を選んであげよう」「あなたにとって、とてもいい人を選んであげよう」「いい施設を選んであげよう」…多分、そういう視点が、いつもいつもあったのだと思うのです。

娘は、3年くらい前に、「車いすに乗らないと、私は歩けない」みたいな、ちょっと感情のコントロールが難しいところがありました。どこに行っても、寝転ぶ・倒れる・発作のふりをする（発作を持っている子なので）というのをすることがあって、なかなか治らなかった。そんなときに、「ちょっと、ほかの人に恥ずかしいからやめて」と考えている自分に気づいた私は、もう娘と本音で話そうと思いました。それまでは、「みさきさん」だったのですが、最近は横に座って、「あのね、あなた 27 でしょ。いい加減にしてくれる」と、思っていることを言う。わかっているかわかっていないかは別にして、もう伝えることにしました。

娘も、目の前で二つの選択肢を出せば、どちらか一つを選択する子なので、「じゃあ、どっちよ？」と言うと「こっち」。「それでいいのね？」っていう繰り返して、本当に1年半くらい大バトルを繰り返しています。

今回、親の都合で、選挙でいなかったときに、娘は娘で、グループホームでのいろいろな困難を克服していくのです。「あなた、偉かったわね」「いや、そうでもないわよ」という表現と態度に出会ったときに、「彼女は彼女で、自分のものを選んでるな」という感覚に初めて気づく瞬間がありました。「そうだ。あなたのためにではなくて、親も親として思っていることを、ちゃんと伝えよう。あなたの言葉も、ちゃんと聞こう」。そして、「それでいいの？」と――これを繰り返していこうと、3年ほど前に気づきました。（長くなってすいません）。

やはり、伝え合う心。そして子供を信じる。子供が親を大切な人と思って信じてくれる。「この親は、きっと待っていてくれる」という思いで信じてくれる。それを大切にしていこうと思って、夫にも、「先んじてやるのはやめよう。まず聞こうよ。暴れようが何しようが、聞こうよ」。そして、「それでいいの？」を繰り返そうというふうに話して、今ずっと生活しております。すいません、長くなって…。

○ゆき ありがとうございます。もう一人手を上げてらっしゃった方もいるのですが、残念ながら…。

事務局の大輔さんが困っておられますので、これで締め言葉の一つ、お願いしたいと思います。

○荒 最近は会長職のほうをやっていて、皆さんの前でこういう自分の専門領域のお話をする機会が少なくなっていたので、きょうはしゃべれるかなあと不安感を持ちながら来たのですが、のつけからゼミで、かれこれ3時間くらい、いろいろ皆さんとしゃべったりして、しゃべり続けている中で、のどがかれてきているのですけれど…。

私は、やっぱり、自分の言葉で伝えるということを、これからもやっていきます。あとは、夫婦でいろいろ学び合うということで、私もさんざん、「それでいいの?」という言葉浴びせられてここまで来ました。今、妻が言っていたとおり、娘が 27 になってようやくわかることもある。だから、まだまだ我々にわかっていないこともあるのですけれど、一つのライフワークとして、皆さんにも御協力いただいて、「住まい」をちゃんとやっていくということで、「親亡きあと」ということをなくしていくという作業を、宮城だけでなく全国でやりたいなと思っています。

そういう意味では、きょうは全国にネットワークを持つ方々もおられるようですし、そういうことに興味を持つ方もおられるように見えました。ぜひ皆さんと一緒に取り組んでいければいいなと思っていますので、引き続きよろしくお願いします。

きょうは、どうもありがとうございました。

○ゆき みんなも日弁連、弁護士さんの応援団になるんですよね。遠い存在ではないということが、わかりになったかなと思います。本当に、来ていただいてありがとうございました。